

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇規則 計量検定所長事務委任等に関する規則
- ◇訓令 鳥取県計量検定所処務規程
- ◇告示 豚の移入禁止区域の廃止
- 米飯提供業者の登録
- 米飯提供業者の営業所の変更
- 森林区施業計画の公表
- 公有水面埋立免許
- 土地の公用廃止
- 建設業者の変更登録
- ◇公告 鳥取地方労働委員会委員の任命
- ◇正誤 昭和三十一年十月鳥取県規則第七十号中訂正

## 規 則

計量検定所長事務委任等に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年十月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県規則第七十五号

計量検定所長事務委任等に関する規則

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十三条第一項の規定により、知事の権限に属する事務の一部を計量検定所長に委任する事項および計量検定所長の専決事項は、別に定めがあるもののほかこの規則の定めるところによる。

第二条 次に掲げる事項は、計量検定所長に委任する。

一 計量器製造事業に関する進達および届の処理（計量法十七、二十三）

二 工場、事業場以外の場所における計量器の修理の許可（計量法四十）

三 計量器販売事業者の附帯事業届、店舗外販売届および店舗移転届の処理（計量法五十四の二、五十五、五十六）

- 四 計量器販売事業者の登録証の訂正および登録のま  
つ消（計量法五十七、六十）
- 五 計量器の検定（計量法八十六、九十三、九十四、  
九十五、九十六）
- 六 計量器の部品検査（計量法九十）
- 七 原型検査（計量法九十一）
- 八 計量証明の事業の登録証の交付および訂正（計量  
法百二十七、百二十八）
- 九 計量証明の事業の設備検査（計量法百三十二、百  
三十六、百三十七、百三十八）
- 一〇 計量器定期検査（計量法百四十一、百四十六、  
百四十七、百四十八）
- 一一 定期検査に代る検査（計量法百五十）
- 一二 計量器等の提出命令および損失補償の決定（計  
量法百五十五）
- 一三 検定証印の除去およびその理由の告知（計量法  
百五十一）
- 一四 正味量または品質の表記のまつ消およびその理

- 由の告知（計量法百五十七）
- 一五 基準器検定用具類の出納（計量法二百二十一）
  - 一六 検定証印および消印等の出納保管
- 第三条 次に掲げる事項は計量検定所長の専決事項とす  
る。
- 一 計量器修理事業の許可（計量法三十五）
  - 二 計量器修理事業の設備の変更等の許可（計量法四  
十二）
  - 三 計量器修理事業の許可の取消または事業の停止処  
分（計量法四十四）
  - 四 計量器販売等の事業の登録（計量法四十七）
  - 五 計量器販売等の事業の登録の取消または事業の停  
止処分（計量法五十九）
  - 六 計量証明の事業の登録（計量法百二十三）
  - 七 計量器定期検査の公示（計量法百四十三）
  - 八 計量関係者からの報告徴収（計量法百五十三）
  - 九 特定市町村以外の市町村長への権限の委任（計量

- 法百五十八）
- 一〇 再検査に対する意見の決定送付および原処分機  
関の報告（計量法百八十五、百八十八）
  - 一一 異議の申立にかかる場合の処分の執行または停  
止（計量法二百）
  - 一二 行政処分に伴う聴聞の実施（計量法二百十七）
- 第四条 計量検定所長は委任を受けた事項および専決事  
項を処理した事件で特に参考になるものは、そのつど  
知事に報告しなければならない。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

## 鳥取県訓令第二十二号

鳥取県計量検定所

鳥取県計量検定所処務規程を次のように定める。

昭和三十一年十月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

## 鳥取県計量検定所処務規程

## （この規程の目的）

第一条 この規程は、別に定めるものを除くほか鳥取県  
計量検定所（以下「検定所」という。）の処務につ  
て定め、もつて計量事務の実効を挙げることを目的と  
する。

## （事務の代決）

第二条 検定所長（以下「所長」という。）に事故があ  
るときは、あらかじめ所長の指定した所員がその事務  
を代決する。

2 前項の規程により代決した事項は遅滞なく後関を受  
けなければならない。ただし定例または輕易なものに  
ついてはこの限りでない。

## （事務の引継）

第三条 所長が転職、免職または退職する場合はすみや  
かに書類、帳簿およびその他重要事項につき、引継書  
を作成して、後任者または知事の指定した吏員に引き

継がなければならない。

2 前項の引継を完了したときは、連署をもつてその状況を知事に報告しなければならない。

(服務)

第四条 所長は、県外に旅行または出張しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし上司の命による場合はこの限りでない。

(委任)

第五条 この規程に定めるもののほか、事務の処理について必要な事項は所長において別に定め、知事の承認を受けなければならない。これを改正しようとするときもまた同様とする。

附 則

この訓令は、昭和三十一年九月一日から適用する。

## 告 示

### 鳥取県告示第四百九十号

昭和三十一年九月鳥取県告示第四百一号(豚の移入禁止

区域の指定)は廃止する。

昭和三十一年十月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県告示第四百九十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四の規定にもとづき次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十一年十月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 第七二二号

氏名又は名称 鳥取県職員組合西部地区事業部

営業所所在地 米子市東町九七

業務内容 一般食堂

### 鳥取県告示第四百九十二号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四の規定にもとづき、次のとおり米飯提供

業者の登録をした。

昭和三十一年十月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 第七二二号 第七二三号

氏名又は名称 中村 輝子 山本ハルコ

営業所所在地 米子市皆生二、七五 米子市茶町七一

〇の四六

業務内容 飲食店 一般食堂

### 鳥取県告示第四百九十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四の規定にもとづき次のとおり米飯提供業者の営業所の変更を承認した。

昭和三十一年十月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 西第二九号

旧営業所 米子市万能町一〇七

新営業所 米子市皆生一、七五六

### 鳥取県告示第四百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七条第一項の規定によりI-X森林区施設計画案を次の場所において公表する。

昭和三十一年十月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 鳥取県庁

一 鳥取県東部山林事務所

### 鳥取県告示第四百九十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十一年十月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 埋立の場所

鳥取市吉岡温泉町字馬場下七七六番二地、七七六番三地および字馬場一三八番八地、一四一番五地先吉岡川の二部

二 埋立の面積 三五坪九勺  
三 埋立工事着手の期限 昭和三十一年十月二十八日  
四 埋立工事のしゅん工期限 工事に着手の日から一箇月以内  
五 埋立の目的 耕地造成  
六 埋立の免許を受けた者 鳥取市長 入江 昶  
鳥取県告示第四百九十六号  
次の土地はその用途を廃止する。  
昭和三十一年十月二十三日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称  
鳥取県知事登録 (七) 第九号 昭和三十年十月十八日 境港市建株式会社

倉吉市河原町字新蔵附一七二〇番二地先から同所一七二〇番七地先まで、水路敷一六坪七合八勺  
(関係図面は土木部管理課に保管)  
鳥取県告示第四百九十七号  
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年十月十三日変更登録した。  
昭和三十一年十月二十三日  
鳥取県知事 遠 藤 茂

主たる営業所所在地 申請者氏名  
境港市大正町四九 (新) 増谷 慶一郎  
(旧) 松本 豊

公 告

第十一期鳥取県地方労働委員会委員を十月十六日次のとおり任命した。  
昭和三十一年十月二十三日

| 種別    | 氏名     | 年令 | 住 所        | 現 職              | 備考 |
|-------|--------|----|------------|------------------|----|
| 公益委員  | 花房 多喜雄 | 五七 | 鳥取市東町一七七   | 弁護士              | 再  |
|       | 森田 康   | 五四 | 湯所町 公務員住宅八 | 鳥取大学教授           | 新  |
|       | 伊佐田 甚藏 | 六三 | 倉吉市湊町二八八の一 | 無職               | 新  |
|       | 油木 巖   | 四三 | 米子市西町九五    | 弁護士              | 新  |
|       | 大坪 蔵六  | 四二 | 富益町六九六     | 医師               | 新  |
| 労働者委員 | 広田 幸一  | 四一 | 鳥取市卯垣一五三   | 全日通労働組合鳥取支部執行委員長 | 再  |
|       | 足立 敏夫  | 三二 | 二階町三丁目九    | 日ノ丸自動車労働組合第四支部長  | 再  |
| 使用者委員 | 橋本 正   | 四〇 | 倉吉市国府八六六   | 伯耆振興工業労働組合委員長    | 新  |
|       | 武部 文   | 三五 | 米子市道楽町四丁目一 | 鳥取県労働組合協議会長      | 新  |
|       | 加来 浩二  | 三〇 | 米子市車尾日バ社宅  | 日本バルブ労働組合米子支部長   | 新  |
|       | 梶本 馨   | 四八 | 鳥取市東町二一の二  | (株)鳥取大丸百貨店専務取締役  | 新  |

行鳥取市東町取  
 鳥取県  
 印刷所